京都、昭46不19、昭47.10.30

命　　令　　書

申立人　　X

被申立人　　第一レース株式会社

主　　文

被申立人は申立人Xに対し、昭和46年８月14日になした被申立人の大阪事務所への配置転換を取り消し、原職に復帰させなければならない。

理　　由

第１　認定した事実

１　当事者等

⑴　被申立人第一レース株式会社（以下会社という）は、肩書地に本社並びに大阪事務所を、京都に京都工場を、東京に東京出張所を有し、昭和46年８月当時従業員約400名を雇用し、繊維、合成皮革製品原材料の加工販売を業としている会社である。

⑵　申立人X（以下Xという）は、昭和45年10月19日、臨時工として会社に入社し、京都工場生産管理部検査係（以下検査係という）に所属していたが、昭和46年８月14日（以下年の表示のない月日は昭和46年中のものである）大阪事務所輸出部へ配置転換（以下配転という）された。なお、同人は会社に入社する以前、経理事務に約４年間従事していたことがある。

会社には合同繊維労働組合第一レース支部（以下組合という）があり、Xは４月21日、組合に加入した。　　’

２　Ｘの執行委員立候補演説

⑴　Ｘは、組合加入以来さしたる組合活動をしていなかったが、７月28日に昭和46年度（昭和46年９月１日より同47年８月31日まで）の組合役員選挙の告示がなされたのを機会に、組合が従来から労使協調路線をとり、春闘においても会社と峻烈な対立もなく、会社に譲歩したり、あるいは組合員の要求、ことに婦人従業員の要求を取り上げていないとか、学習会等教育宣伝活動を十分行なっていないとか組合の運営についての不満を日ごろから抱くとともに、執行委員の構成に女性の必要なことを痛感していたことなどから、自ら執行委員として組合活動をしようと決意して、８月３日、執行委員に立候補した。組合の役員選挙において報行委員長には今までにも立候補者はあったが、執行委員に立候補があったのははじめてであった。

⑵　同月８日、ＸはＡ１選挙管理委員長に立候補演説をする機会を設けるよう申し出、その結果同人は同月12日昼食時に京都工場の食堂内において執行委員長候補者の演説後、立候補演説を行なった。

なお、この演説は後記の原稿を朗読したものである。

⑶　当時食堂では会社のＢ１生産管理部長（以下Ｂ１という）、同じくＢ２組織人事部長（以下Ｂ２という）、組合のＡ２執行委員長（以下Ａ２という）、同じくＡ３書記長（以下Ａ３という）等数十名が食事をしながらＸの演説を聞いた。

３　Ｘの大阪事務所への配転

⑴　Ａ２やＡ３はこのＸの演説が過激な思想的立場にたって、従来の組合執行部を批判し、一般組合員を扇動するものと判断した。Ａ３はＸの演説直後、Ｂ２のところへ行き、Ｘを採用したことを非難、追求したところ、Ｂ２は調査して処置すると答えた。

⑵　同日午後４時ごろ、Ｂ２は代表取締役Ｂ３（以下社長という）にＸの演説について報告した。

⑶　同日勤務終了後、Ｂ２は、Ｘの直接の上司であるＢ４検査係長（以下Ｂ４という）をしてＸと親しいと思われる従業員に、Ｘの人物、思想等について尋ねさせた。その結果、Ｘが会社の従業員数名に「毛沢東語録」や「社会発展史」や日本共産主義青年

同盟（以下共青同という）の機関紙「先鋒」を配布していること、また、入社前には中国に渡航していること、自室には中国関係のグラフや写真を多く有していること等の事実が判明したので、Ｂ２はＸが毛沢東思想の信奉者であり、共青同に加盟しているに相違ないと判断した。

⑷　８月13日午前10時ごろ、Ａ３はＢ２からＸの経歴を聞いた。同日正午すぎ、社長は京都工場の職制を集め、一部の政治的な活動によって職制は動揺しないようにしてもらいたい旨およびＸの影響を受けている者があれば報告してもらいたい旨の話を約10分間行なった。集まった職制の中にはＡ３や組合の執行委員もいた。

⑸　同日午後１時すぎ、組合は組合役員全員が集まり、Ｘの立候補演説等について論議したが、その途中、Ｂ２を呼び、前記調査の結果を聞き、その後、組合役員だけで論議を午後９時ごろまで続けた。その間、Ｘが組合の教宣部を通さず「先鋒」を従業員に配布したことや、同人の演説内容が階級闘争的な観点から組合を批判していること等を理由に同人について、除名決議をしたが、翌日、再度組合役員が集まり、除名問題は慎重にやる必要があるということから、前記決議を撤回した。組合はこのことをＢ２に伝えるとともに、会社がＸに対しどのような処置をとっても異存はない旨を述べた。

⑹　８月14日朝、社長室において、Ｂ５大阪事務所輸出部長、Ｂ１立会いの上で、社長がＸに大阪事務所勤務を命ずるという８月13日付辞令を渡そうとした。Ｘはそれが不意であったことから、この辞令は受け取れない旨を述べると、社長は同人に対し、あなたは輸出関係に関心をもっていると聞いているので、大阪事務所へ行ってその仕事に従事してほしい旨を述べた。また、Ｂ１はＸに対し、大阪事務所は本社であり栄転であること、Ｘの勤務態度のまじめさや、仕事熱心等をあげ、それに加え、大阪事務所から､女子従業員を一人増員するよう要請があり､そのため抜擢された旨を述べた。そこで、Ｘは、12日の立候補演説のため配転されるのではないかとただしたところ、Ｂ１はそれとは全く関係ないと答えた。Ｘは納得できなかったが、Ｂ１があとで話をしようと言ったので、いったん辞令を受けとり検査係に戻った。そこで、Ｂ４にこの

辞令をみせたところ、同人はXの配転は初耳だと言った。その後、Ｂ４はＢ１に呼ばれ、再び検査係へ戻ってきて、従業員を集めXの配転のことを説明した。

⑺　同日正午前、XはＢ４とともにＢ１に会い、再度配転の理由をただしたが、その説明は前記と同様であった。

⑻　同日勤務終了後、XはＢ１に会い、配転の辞令は12日の立候補演説に対してなされたものだから受けとれないといい辞令を返そうとしたが､聞き入れられなかったので、同人は配転は納得しない旨、異議をとどめて辞令を持ち帰った。

⑼　同日、Xは組合のＡ４副執行委員長（以下Ａ４という）に、自分の配転は立候補演説を理由にしたものだから、組合としても取り上げてほしいと申し出たところ、Ａ４は、組合で討議して会社側と交渉すると答えた。

⑽　同日午後３時30分より組合は集会を開き、Ａ２が、「組合は経済闘争はするが政治闘争はしない。組合員の中に組合に政治闘争を持ち込もうとしている者がいるが、組合は経済闘争を本旨とする」旨の演説を行なった。

⑾　８月15日、16日会社は盆休みであった。17日Xは京都工場へ出勤し、Ａ２に対し、Ａ４に組合の方で自分の配転について取り扱ってくれるように申し入れておいたがどうなっているかとただしたところ、Ａ２は、今回の配転はXにとり不利益なことはないから、組合として取り上げないと述べた。そのあとXは社長室へ行き、配転は納得できないので辞令を返しに来たと社長に言ったところ、同人はいったん出した辞令を撤回することはできないと答えた。

⑿　８月18日、Xが京都工場へ出勤し、作業服に着がえ検査係へ行ったところ、Ｂ１、Ｂ２から、Xの職場は大阪事務所だから検査係の職場から出て行くように言われた。

⒀　同日午後、XはＢ６、Ｂ７、Ｂ８（以下Ｂ８という)、Ｂ９（以下Ｂ９という）ら会社の職制から大阪事務所へ行くよう説得された。

⒁　８月19日、Xは、京都工場へ出勤し、そこでＢ８とＢ９より再び配転の説得をされたので、配転についての異議をとどめて大阪事務所へ出勤した。

⒂　８月21日、Xは、執行委員選挙投票日に京都工場へ行き、配転のいきさつや異議を

とどめて大阪事務所へ行く旨のことを書いたビラを配布した。そのさい、Ｂ８やＢ９ら職制からビラをまいてはいけないと言われた。なお、Ｘは同日選挙投票はしなかった。選挙の結果、同人は落選した。

４　大阪事務所の機構改革とＸの仕事等

⑴　６月１日大阪事務所に輸出部が設置され、そのころより同事務所からサンプルを作成する女子従業員の増員要求がなされていたが、Ｘが配転されるまで具体的な人選は進んでいなかった。

⑵　Ｘの配転前の仕事は、生産された布地の加工欠点や染め欠点を検査する仕事であったが、配転後の仕事は、繊維製品を色、品名ごとにハサミで小さく切り、台紙にはりつけ、サンプルを作る作業であった。大阪事務所におけるサンプル作成業務の過半数は外注であり、Ｘの配転前まで、その業務の専任者はいなかった。

⑶　Ｘの配転当時、京都工場の従業員は約370名、組合員は約270名であった。大阪事務所の従業員は約30名で、男子は販売、女子は営業事務が主な仕事であって、そのうち組合員は８月12日現在３名であり、そのうち１名は執行委員であったが、同事務所では独自の組合活動はなされておらず組合活動は主に京都工場で行なわれていた。

記

この度執行委員に立候補しました輸出検査班のＸです。

立候補したことに一言私見をのべたいと思います。

今、私達をとりまく情勢は目まぐるしく流動しています。

一昨年、アメリカのニクソンと日本の佐藤栄作の「日米首脳会談」で「日米共同声明」を出して以来米国帝国主義と日本売国反動派はこれに基づいて急速に日本軍国主義を復活させ、日本人民抑圧とアジア侵略戦争の準備を着々とおし進めています。日米共同声明にあらわれているアメリカ帝国主義の政策は、かれらが陥って脱けだすことのできない政治危機を日本に転嫁させて、ニクソンドクトリン政策「アジア人同志を斗わせる」陰謀であり、日本反動派を利用することに最も重視しているのです。

今回のニクソン訪中は、世界的に大反響をよびおこしました。この訪中は、けっし

てマスコミが報道しているように､アジアと世界に平和がもたらされるものではなく、ニクソンがぬきさしならない苦境に陥ってその局面を打開することをねらって中国に行くのです。

アメリカ帝国主義は、ベトナム、インドシナ侵略をやり「中国封じ込め」ようとしたが逆に全世界と、国内の人民から弧立したため対中国政策を手直ししなければならないという敗北した条件のなかから一定の状況の緩和をはかって別の侵略の道を考えだす、これが主な理由です。

別の侵略の道というのは、日米共同声明に基づく「沖縄返還協定」のペテンでもって日本軍国主義をより一層強化させ、日本に全面的に肩がわりをさせアジア侵略のけんぺいにしたてているのです。中国がニクソンを招いたのは、アメリカ帝国主義はあらゆる面で譲歩せざる得ない状況で中国に対して国交の正常化を言って来たので平和共存政策に基づいたのです。このニクソン訪中は、それだけに重要視してみなくてはならないと思います。

また、アメリカ帝国主義の経済危機は、私達の頭の上、繊維自主規制でのしかかって来ています。

この繊維自主規制は、アメリカ帝国主義の一方的な要求に対して日本の反動派が売国性をむきだしにして繊維産業とりわけ中小資本の利益を売りわたすことによって日本独占ブルジョア階級全体の利益を守ろうとしていることでありいかに「自主」をいいふらそうと対米従属の本質をおおいかくすことはできません。

繊維産業は、ここ数年来、年率20～30％の「高度成長」をとげたと宣伝されていますが、中小資本にとっては借金と金利の増大にほかならずすでにアメリカの不況にともなって需要鈍化の影響をうけて大巾な操業短縮が続出し、加工賃は３割～４割切り下げられ、中小企業は経営不振により倒産、転廃業などが全国的に広がっています。

また、中小零細資本に原糸を供給し、賃加工を請負させている独占資本、大手商社も、「自主規制」は相当な打撃となるため、中小資本のつきあげをうけているが、結局独占資本は「自主規制」を受け入れ、すべてのしわよせを中小資本にかぶせて系列

支配を強め労働者にたいする徹底した搾取とアジア侵略政策によってのりきろうとすることは明らかです。

私達の会社は中小企業です。今までのように独占資本のワク内での貿易ではこのせっぱつまった経済危機を切り抜けることは出来ずアメリカ一辺倒の貿易はやめ、米日反動派のおしすすめる「中国敵視」「二つの中国」論に反対し、日中貿易をすることに中小企業の活路があると言えます。私達は日中貿易をやることに対しては大いに協力をしたいと思います。

今までの米日反動派への幻想を一掃し、反米帝、反独占の斗いにたちあがろうではありませんか。

しかし会社は、繊維規制以来かなり苦しい立場におかれています。

それを口実に、米日反動派と斗わず自分にのしかかった危機を労働者におしつけ、労働強化、合理化を一層強化して来ています。

私達はこれに対して断固斗わなくてはなりません。また、会社が米日反動派と斗うなら共に斗っていく方向でなくてはならないと思います。

現在、職場において、残業強制、職制支配による職場規律のしめつけ、ＺＤ運動などの管理面での攻撃、女子従業員に対しての差別支配等、具体的に表われている問題などに積極的にとりくみたいと思います。

私は執行委員は組合員に対して奉仕するものであると思います。

この観点、「人民に奉仕する」をつらぬき積極的に皆さんと共に組合を発展させたいと思っています。

また、今まであまり取組まれていない教育宣伝活動を強化し、組合員一人一人の意見をとりあげ、組合員全体のものにし、信頼出来る労働組合にしていきたいと思っています。

皆さんの御協力をお願いします。

第２　判断

Ｉ　申立人の主張

本件配転はXの組合役員立候補演説の故をもってなされたものである。その演説の内容は、自己の組合活動のあり方についての見解と今後の活動の決意を表明し、従来の執行部のとってきた労使協調路線に対する批判と、資本と労働者との関係を階級的にとらえ、その観点から組合活動は展開されていかなければならないとするものである。かかる所信表明が現執行部に対する批判を含み、組合の活動方針とは異なる思想的立場にあるとしても、組合活動として正当なものである。

大阪事務所への配転が不利益であるのは、次の理由による。すなわち、京都工場における製品検査の仕事と比べ単純な作業であり、Xの技能、職歴にふさわしくないもので、精神的苦痛を与えるものである。また、組合活動の面においても、京都工場に比べ大阪事務所は従業員数、組合員数ともにはるかに少人数で独自の組合活動はほとんど行なっていないから、Xが予定していた組合活動はほとんど行なうことができない。

以上の点から、Xの配転は結局同人の予定する階級的視点に立った組合活動を予防するためのもので、同人の組合活動を嫌悪した不当労働行為であるから救済を求める。

Ⅱ　被申立人の主張

本件配転の理由は次のとおりである。すなわち、Xの立候補演説は、組合の労使協調路線に基づく経済闘争主義を批判し、自己の信奉する共青同の政治思想に基づく過激な階級闘争主義を強調するもので、組合活動に名を籍りた政治活動であり、かつ反組合的分派活動であるから、もとより正当な組合活動といえないものである。会社は、この立候補演説がひき起こした組合内部の動揺が会社の作業能率に悪影響を及ぼすことを懸念し、たまたま女子事務経験者を必要としていた会社の大阪事務所の要望に応じてXを同事務所へ配転したのであり、Xは本件配転を当時承認していた。

本件配転は、Xに対し、経済上、私生活上および精神上何ら不利益を与えるものでなく、また同人は組合活動を活発に行なった実績のない単なる一平組合員であったから、同人が組合活動上不利益をうけるということは考えられない。

以上のとおりであるから、本件配転が不当労働行為に当るとしてなされた本申立ては失当として棄却さるべきである。

Ⅲ　争点に対する判断

1　組合活動としての正当性

会社がXを配転した理由は、前記認定の諸事実から次のようなものであったことが推認できる。すなわち、会社は、Xの立候補演説が、きわめて過激な政治的思想に立脚して、組合が従来とってきた穏健な労使協調路線を否定し、階級対立の立場に立って闘う組合になるべきことを強調したものであると受け取り、その後の調査で判明したXの「毛沢東語録」や、共青同機関紙配布行為ともあわせ、もし一般組合員中からXの同調者があらわれたりすると、組合内部に混乱が起り、労使協調路線が崩れて労使関係が従来のように円滑にいかず、ひいては会社の生産能率、経営秩序に影響を及ぼすことを恐れたもので、たまたまXの立候補演説を反組合的活動ときめつけていた組合執行部の突き上げもあって、Xを京都工場から距離的に離れ、かつ組合員数、従業員数ともにはるかに少ない大阪事務所へ配転して一般組合員、従業員への影響を最小限にくいとめようとしたものである。以上の配転理由はおおむね会社自身自認するところである。

そこで、以下本件配転が正当な組合活動の故になされたものといえるかどうかについて、会社の主張を順次検討する。

⑴　政治活動であるとの主張について

組合員が組合役員選挙に立候補し演説することが組合活動に属することはいうまでもない。また、労働者が労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを目的として活動する場合、そのよってたつ政治的信条の如何は、組合活動としての正当性に何らかかわりがないと解すべきである。本件において、Xの立候補演説は、用語、表現において確かに一定の政治的信条をうかがわせるが、その主旨が、一般組合員に対し、労働条件の維持改善を図るために組合員のとるべき姿勢と基本方針についての見解および自己の組合員としての決意を表明するにあるとみられる以上、これは正当な組合活動そのものであって政治活動と評すべきものではない。

⑵　反組合的分派活動であるとの主張について

一般に、労働組合が民主的な構成を建前とする以上、組合の健全な運営のために組

合員が組合執行部を批判する自由は、不可欠の要素であり、それが大多数の組合員と異なった政治的信条に基づくものであったとしても、健全な組合運営を志向するものである限り、これを封ずべきではない。

勿論、批判の場は無制約ではないであろうが、少なくとも組合役員への立候補演説とか組合集会等の場においては、批判の自由は最大限保障されなければならないであろう。

本件において、Xの立候補演説が、一定の政治的信条にたつことをうかがわせるものの、その旨が、前記のとおり、組合のあるべき姿勢、活動の基本方針についての同人の見解を一般組合員に訴えることにあると認められる以上、それが組合執行部に対する批判を含んでいるからといって、正当な組合活動でないとは到底いえないものといわなければならない。のみならず、組合内部における活動方針などに関する意見の対立は、本来組合の自主的解決にゆだねられるべきものであるから、会社が一方の当事者を配転するなどして他方に左袒することは、組合の運営に対する支配介入行為にも当るものである。

なお、Xの前記演説が正当な組合活動である以上、そのためにたとえ組合が動揺をきたし、ひいては会社の作業能率が低下することがあったとしても、それを配転の理由にすることは許されない。

⑶　業務上の必要性があったとの主張について

会社は、Xを配転するについて業務上の必要性があったと主張する。前記のとおり、大阪事務所においてサンプル作成に従事する女子従業員を必要としていたことは認められるが、Xの従来の職種、配転の時期等から、それがXでなければならない理由が証拠上必ずしも明らかでないうえ、Xの本件配転の主たる理由が同人の正当な組合活動を封ずることにあったと認められる以上、副次的な業務上の必要性の有無は、不当労働行為の成否の判断を左右するものではない。

以上みてきたところから、本件はXの正当な組合活動の故になされたものと認めることができる。

2　配転承認について

会社はXが本件を承認したというが、前記認定のとおり、Xは、会社に対し、終始本件配転には異議がある旨表明しているのであるから、同人が配転辞令を受領して配転先の大阪事務所へ赴任したからといって、同人が本件配転を承認し、これを争う利益を放棄したものということはできない。

3　不利益性

⑴　組合活動上の不利益について

一般に、労働者の組合活動を不可能あるいは困難にすることも、労働組合法第７条１号の不利益取扱に当ると解すべきところ、本件配転により、Xが立候補演説において表明し、その後の自己の活動予定としていた組合の体質改善を目ざす一般組合員への日常的働きかけが著しく困難になったであろうことは、前記認定事実から容易に推認できる。ただ、Xが従来活発な組合活動の実績のない単なる一平組合員であったことは事実であるから、はたして同人が本件配転により現実に組合活動上の不利益を蒙ったといえるのか、またかりにそうだとしても、その不利益が労働組合法第７条の保護に値するものなのかを検討しなければならない。

従来、配転により組合活動上の不利益を与えたとして不当労働行為の成立が認められた事例は、会社の主張するとおり、当該労働者が組合役員の地位にあったかあるいは活発な活動家であって、その所属する労働組合にとって欠くことのできない重要な人物であった場合に属するものがほとんどである。ただ、これらの事例は、配転を受けた労働者とその所属する労働組合とが重畳的に立場を同じくするため、労働組合の団結権の侵害ないしその弱体化にとって、組合役員もしくは活発な活動家を配転することがもっとも効果的であると考えられるからである。したがって、特段の事情のないかぎり、組合役員でもなく、活発な活動家でもない単なる一平組合員の配転が正当な組合活動をしたことの故をもってなされた不利益な取扱いと認められる場合は少いものと思われる。しかし、本件Xのごとく所属組合のあり方を批判し、組合執行部と対立する少数組合員の場合には、その組合活動上の利害は所属組合のそれと現象的に

は乖離するので、たとえ単なる一平組合員の場合であっても、所属組合の利益とは別個独自にこれを評価し保護する必要性があるものと考えられる。そうだとすれば、多数組合員と対立する少数組合員の行動が客観的にみて労働者の団結権保障の趣旨と相容れないような活動である場合はともかく、少数組合員が多数組合員と見解を異にし組合執行部と対立しているという一事から、その者に労働組合法上の保護を拒否するのは妥当でない。前記１⑵に述べたとおり、労働組合の健全な発展存続をはかるうえに少数意見のもつ意義は決して小さくない。このような少数組合員にとって、自己の組合活動上の見解を所属組合の活動に反映させていくうえで、多数組合員に対する日常的な接触、働きかけがきわめて重要な意味をもつことは明らかであり、この機会を奪いあるいは著しく困難にする使用者の行為も、労働者の団結活動に対する侵害としてひとしく労働組合法により抑制されなければならないものと解される。

この意味において、本件配転は、Ｘに対し、労働組合法第７条１号の不利益を与えたものと認めるのが相当である。

⑵　その他の不利益について

なお、Ｘは、技能、職歴にふさわしくない単純労務であることからくる精神上の不利益および組合の集会、学習会への参加上の不便という不利益をも主張しているが、いずれも不当労働行為を構成するに足る不利益を認め得る証拠はない。

よって、当委員会は、労働組合法第27条、労働委員会規則第43条により主文のとおり命令する。

昭和47年10月30日

京都府地方労働委員会

会長　岡　部　利　良